

●香川県告示第162号

昭和46年香川県告示第1087号（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定等）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。
平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表 坂出、丸亀地区河川の水質汚濁に係る環境基準の水域類型				別表 坂出、丸亀地区河川の水質汚濁に係る環境基準の水域類型			
水 域 区 分		該当類型	達成期間	水 域 区 分		該当類型	達成期間
河 川	略			河 川	略		
	大東川上流（ <u>富士見橋</u> より上流）	略			大東川上流（宇多津町取水口より上流）	略	
	大東川下流（ <u>富士見橋</u> より下流）	C	<u>イ</u>		大東川下流（宇多津町取水口より下流）	C	<u>ロ</u>
	略				略		
	西汐入川（全域）	<u>D</u>	略		西汐入川（全域）	<u>E</u>	略
略			略				
(注) 略				(注) 略			